

## 令和4年度第1回平塚市下水道運営審議会次第

日時 令和4年11月7日(月)

14:00～15:30

場所 平塚市役所

本館6階 619会議室

### 1 委嘱式

(1) 委嘱状交付

(2) あいさつ

### 2 下水道運営審議会

(1) 議題

平塚市公共下水道使用料の算定について

(2) その他

# 平塚市下水道運営審議会委員名簿

令和4年6月24日現在

(敬称略：順不同)

氏名	選出区分	選出母体	備考
あきさわ まさひさ 秋澤 雅久	市議会議員	平塚市議会	令和3年7月1日から 令和5年6月30日まで
えぐち ともこ 江口 友子	市議会議員	平塚市議会	令和3年7月1日から 令和5年6月30日まで
にしだ さゆり 西田 小百合	学識経験者	東海大学	令和3年7月1日から 令和5年6月30日まで
ながよし かつみ 永吉 克己	学識経験者	神奈川県企業庁 平塚水道営業所	令和3年7月1日から 令和5年6月30日まで
わたなべ ひろのり 渡部 宏則	学識経験者	公益財団法人 神奈川県下水道公社	令和4年4月1日から 令和5年6月30日まで
しまだ たかし 島田 敬志	排水設備を設置すべき者 又は使用者	平塚商工会議所	令和4年6月24日から 令和5年6月30日まで
こみや たもつ 小宮 保	排水設備を設置すべき者 又は使用者	平塚市自治会連絡協議会	令和3年7月1日から 令和5年6月30日まで
つゆき きよし 露木 潔	排水設備を設置すべき者 又は使用者	平塚市農業委員会	令和3年7月31日から 令和5年6月30日まで
いしぐろ しんべい 石黒 新平	排水設備を設置すべき者 又は使用者	平塚市農業集落排水事業 連絡協議会	令和3年7月1日から 令和5年6月30日まで
あいはら たかふみ 相原 隆文	排水設備を設置すべき者 又は使用者	公募委員	令和3年7月1日から 令和5年6月30日まで
かい しげお 甲斐 栄男	排水設備を設置すべき者 又は使用者	公募委員	令和3年7月1日から 令和5年6月30日まで

# 平塚市下水道事業

## 公共下水道使用料算定資料

(令和5年度～令和7年度)

平塚市土木部 下水道経営課

## 1 使用料徴収の根拠

下水道法第20条第1項では、「公共下水道管理者は、条例で定めるところにより、公共下水道を使用する者から使用料を徴収できる。」と規定されています。

公共下水道使用料は、下水道管渠、ポンプ場の維持管理、県の終末処理場で汚水を処理する費用等に充てるため、また、下水道施設整備・改築更新に伴う企業債の支払利息、減価償却費などを賄うため、排水量に応じて料金を負担していただくものです。

### 【条例抜粋】

#### ○平塚市下水道条例

(使用料の徴収)

第11条 公共下水道の使用については、別に条例の定めるところにより使用料を徴収する。

#### ○平塚市公共下水道使用料条例

(趣旨)

第1条 この条例は、下水道法(昭和33年法律第79号。以下「法」という。)及び平塚市下水道条例(昭和42年条例第18号)第11条の規定に基づき本市の設置する公共下水道の使用料の徴収について必要な事項を定めるものとする。

(使用料の徴収)

第3条 使用料は、公共下水道に下水を排除する者(以下「使用者」という。)からこれを徴収する。

#### ○下水道使用料制度

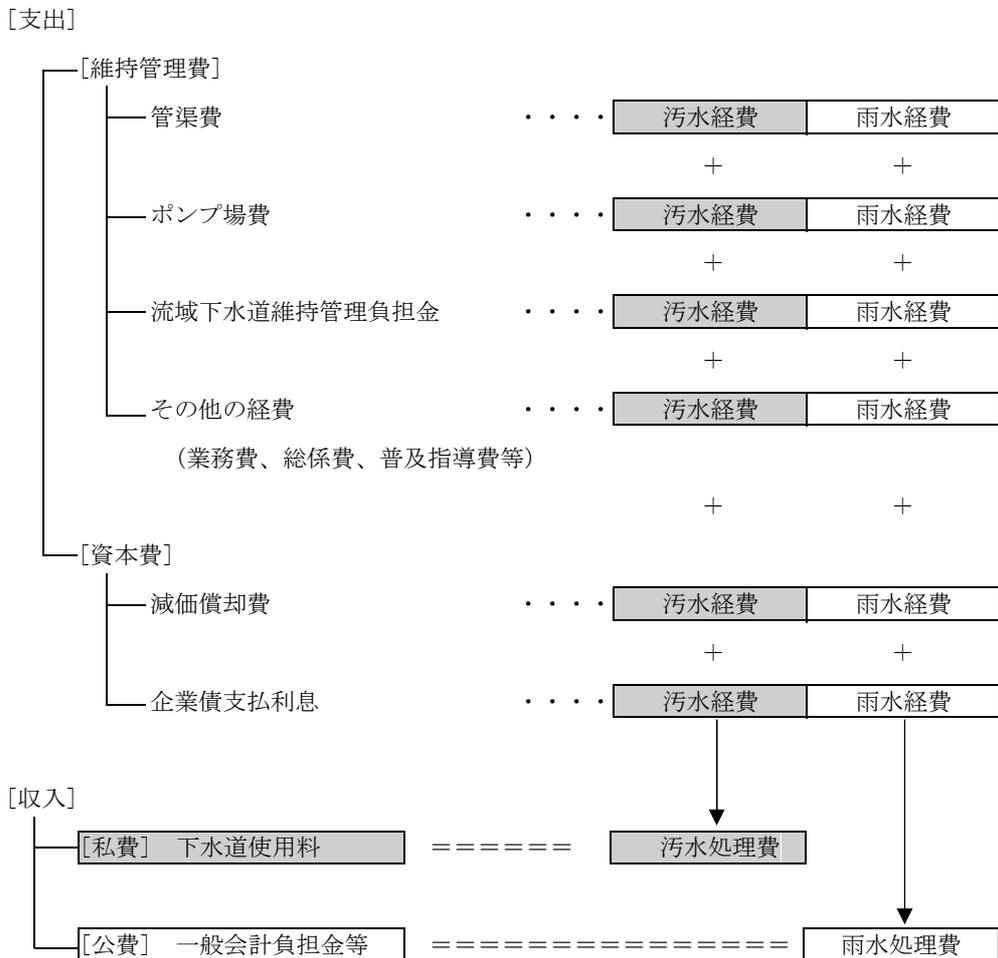
本制度は、昭和48年度から実施されており、直近では平成20年4月1日に改定しています。

(税抜)

月 間 排 水 量				使 用 料 (円)	
8 立方メートル以下 (最低基本水量)				1月当たり	662
9 立方メートル以下		25 立方メートル以下		1立方メートル当たり	99
26	〃	50	〃	〃	102
51	〃	100	〃	〃	118
101	〃	200	〃	〃	122
201	〃	300	〃	〃	138
301	〃	500	〃	〃	150
501	〃	1,000	〃	〃	168
1,001	〃	3,000	〃	〃	185
3,001	〃	5,000	〃	〃	203
5,001	〃	10,000	〃	〃	222
10,001	〃	15,000	〃	〃	247
15,001	〃	20,000	〃	〃	265
20,001	〃	25,000	〃	〃	284
25,001	〃	30,000	〃	〃	303
30,001 立方メートル以上				〃	321

## 2 使用料算定の基本的考え方

下水道の維持管理等に係る費用負担のあり方については、その公共的役割と私的役割を総合的に考慮し、基本的に雨水に係るものは公費（一般会計）で、汚水に係るものは私費（使用料）で負担するものとされています。（雨水公費・汚水私費の原則）



汚水私費の原則により、下水道使用料（私費）で賄うべき汚水処理費のうち、実際の使用料収入によりどの程度回収できているかを示すものが『経費回収率』です。この数値が100%を超えていれば、使用料で汚水処理費を賄っていることになります。

$$\text{経費回収率} = \frac{\text{使用料収入}}{\text{汚水処理費}} \times 100$$

## 3 使用料の算定期間

下水道財政の健全な運営と費用負担の原則の確立を図るため、現行の公共下水道使用料について、3年ごとに改定の検討をすることとしています。

今回の算定期間は、令和5年度から令和7年度までの3年間とします。

#### 4 使用料改定の検討

下水道は、生活環境の改善、浸水の防除、公共用水域の水質保全を図り、安心・安全な市民生活を確保する上で不可欠な都市基盤です。本市では、下水道の施設整備を積極的に進めてきた結果、令和3年度末で公共下水道の人口普及率は97.63%となっています。

平塚市下水道事業経営戦略（以下「経営戦略」）の投資・財政計画及び令和3年度決算見込額等から検証した結果、令和7年度までの経費回収率は100%を超える見込みであり、使用料収入により汚水処理費を賄うことができる見込みです。そのため、令和5年度から令和7年度の間は公共下水道使用料の改定は行わず、現行のとおりとします。

##### 【汚水処理経費と使用料収入の実績及び推計（税抜き）】

決算額及び予算額

年度	汚水処理費（千円）			使用料収入 （千円）	経費回収率 （%）
	維持管理費	資本費	計		
R1 決算	1,608,423	1,164,757	2,773,180	3,308,743	119.3
R2 決算	1,674,960	1,029,825	2,704,785	3,231,261	119.5
R3 決算見込	1,553,063	1,252,848	2,805,911	3,258,760	116.1
R4 予算額	1,835,198	1,270,362	3,105,560	3,271,343	105.3

将来推計値

年度	汚水処理費（千円）			使用料収入 （千円）	経費回収率 （%）
	維持管理費	資本費	計		
R5	2,122,818	1,155,281	3,278,099	3,294,302	100.5
R6	1,962,927	1,136,752	3,099,679	3,283,099	105.9
R7	1,915,341	1,141,902	3,057,243	3,271,950	107.0

#### 5 使用料改定の今後の考え方

本市の公共下水道は、令和16年頃から耐用年数を経過する施設が急増する一方、人口減少や節水型社会の定着などにより、使用料収入は減少傾向で推移することが見込まれています。

将来的な資金不足や増大する更新費用に対応するため、一定程度の自己資金を確保し、世代間負担の公平と健全な経営の維持を図る必要があります。

このような状況に対応するため、使用料の指標としている経費回収率100%について、汚水処理費の他に、資産維持費などの将来の備えとなる経費も含んで算定することを検討し、令和7年度に実施する経営戦略の見直しに合わせて、改定の方向性を示します。

また、社会情勢や経済状況などにも注視しつつ、毎年検証を継続します。

【汚水処理費と使用料収入の実績及び計画】

年度	汚水処理費（千円）									使用料収入 （千円）	経費 回収率
	維持管理費					資本費			合計		
	管渠費	ポンプ場費	流域下水道 管理費	総係費等	小計	減価 償却費等	企業債 支払利息	小計			
H30決算	97,928	180,317	975,653	176,646	1,430,544	868,774	306,673	1,175,447	2,605,991	3,395,451	130.3%
R1決算	99,809	196,192	1,155,764	156,658	1,608,423	895,824	268,933	1,164,757	2,773,180	3,308,743	119.3%
R2決算	109,985	304,481	1,091,634	168,860	1,674,960	802,773	227,052	1,029,825	2,704,785	3,231,261	119.5%
R3決算	129,342	211,606	1,040,134	171,981	1,553,063	1,027,855	224,993	1,252,848	2,805,911	3,258,760	116.1%
R4予算	151,551	362,798	1,142,991	177,858	1,835,198	1,070,955	199,407	1,270,362	3,105,560	3,271,343	105.3%
R5推計	131,869	310,983	1,529,930	150,036	2,122,818	965,945	189,336	1,155,281	3,278,099	3,294,302	100.5%
R6推計	131,869	310,910	1,370,112	150,036	1,962,927	957,670	179,082	1,136,752	3,099,679	3,283,099	105.9%
R7推計	131,869	310,837	1,322,599	150,036	1,915,341	966,378	175,524	1,141,902	3,057,243	3,271,950	107.0%

※推計は、経営戦略の推計値を基礎として、令和3年度決算額及び令和4年度以降の投資状況を反映した。

流域下水道管理費は、「相模川流域下水道の維持管理について（令和4年度～7年度）」の費用負担割合

流域下水道管理費に令和4、5年度の電力高騰分の増額分、令和6、7年度の電力高騰分の増額見込分(200,000千円)を加算

令和5年度以降のポンプ場費に、電力高騰分の令和4年度補正予算額46,630千円(税抜)×汚水比率0.68=31,708千円を加算

利益の見込み	R5利益	16,203	R5~R7平均	138,110	
	R6利益	183,420		R5~R7合計	414,330
	R7利益	214,707			

## 公共下水道使用料 改定の経緯

年次 項目	第1次	第2次	第3次	第4次		第5次	第6次	第7次	第8次	第9次	
設定期間 (見直し)	昭和48年度～ 昭和54年度 (7年間)	昭和55年度～ 昭和57年度 (3年間)	昭和58年度～ 昭和60年度 (3年間)	昭和61年度～ 平成4年度 (7年間)	平成4年度	平成5年度～ 平成7年度 (3年間)	平成8年度～ 平成11年度 (4年間)	平成12年度～ 平成16年度 (5年間)	平成17年度～ 平成19年度 (3年間)	平成20年度～ 令和4年度 (15年間)	
使用料金の 体系等	普通料金	普通料金	普通料金	普通料金	消費税導入 外税	普通料金	普通料金	普通料金	普通料金	普通料金	
	従量制 (1㎡あたり28円)	累進性 (16段階)	累進性を継承 (16段階)	累進性を継承 (16段階)		累進性を継承 (16段階)	累進性を継承 (16段階)	累進性を継承 (16段階)	累進性を継承 (16段階)	累進性を継承 (16段階)	
	水量加算金 月量1667㎡を 超える特定排 水には、普通 料金の10割に 相当する額ま で排水量に応 じて設定	水量加算金 月量1000㎡を 超える特定排 水を対象とした	水量加算金 月量500㎡を超 える特定排水 を対象とした	水量加算金 月量200㎡を超 える特定排水 を対象とした		水量加算金 月量200㎡を超 える特定排水 を対象とした	最低基本料設定 水量加算金を 累進度の中に 包含				
							前年度実績賦 課より現年実 績賦課方式へ				
					平成元年度 改定見送り	平成7年度 改定見送り  (凍結閣議了 承)	平成9年度地 方消費税導入 (計 5%)	平成15年度 改定見送り			
							平成11年度 改定見送り	平成16年度 改定見送り			平成22年度 改定見送り  平成25年度 改定見送り  平成26年度 消費税増税 (計 8%)  平成28年度 改定見送り  令和元年度 消費税増税 (計 10%) 改訂見送り
平均改定率		51.60%	29.00%	25.90%	3%	22.30%	37.90%	21.82%	6.49%	13.42%	

下水道使用料比較表

単位:円 R4.7.1

自治体名	平塚市	鎌倉市	藤沢市	小田原市	茅ヶ崎市	逗子市	相模原市	秦野市	厚木市	大和市	伊勢原市	海老名市	座間市	綾瀬市	葉山町	寒川町	大磯町	二宮町	箱根町	愛川町												
改正年月日	H20.4.1	H24.4.1	H29.4.1	H26.10.1	H17.4.1	R4.7.1	H25.4.1	H29.4.1	H26.4.1	H30.4.1	H30.4.1	R4.4.1	H31.4.1	R1.7.1	改正なし	R3.10.1	H31.4.1	H28.7.1	H14.4.1	H25.4.1												
改定率	13.42%	10.00%	4.80%	9.24%	12.00%	25.59%	10.40%	5.00%	9.92%	12.74%	4.8%	10.00%	9.81%	10.00%	—	5.60%	9.06%	13.10%	10.14%	8.00%												
下水道 使用料 単価	0~4	662	776	699	905	616	679	686	365	703	675	821	714	895	665	640	747	895	882	760	750											
	5~8								110																							
	9~10	99	106	102	41	91	104	95	120	91	112	110	90	125	113	100	96	129	129	110	97											
	11~15				141																											
	16~20				115																	118										
	21~25				125																	137	168									
	26~30	102	139	167	203	131	132	116	160	93	125	134	140	140	125	170	114	139	153	150	103											
	26~30						150																									
	31~40						154															126	210	99	139	144	103	160	155	210	158	179
	41~50						185															126	210	99	139	145	103	160	155	210	175	193
	51~60	118	163	197	229	151	203	153	255	109	159	160	117	175	167	250	150	191	209	200	134											
	76~100								260																							
	101~200	122	214	239	237	163	229	168	270	118	188	211	130	195	180	290	169	218	225	240	169											
	201~300	138									201					330	186															
	301~500	150	267	281	237	202	200	200	280	139	215	243	143	215	203	340	199	243	241	280	253											
	501~600	168									249				219	350																
	601~1000	185	325	323	244	229	266	237	290	156	264	265	157	230	228	360	216	270	260	310	255											
	1001~2000																															
	2001~3000																															
	3001~5000																															
5001~10000	222	325	364	247	255	281	237	290	182	264	284	198	260	228	360	216	270	260	310	255												
10001~15000	247																															
15001~20000	265																															
20001~25000	284																															
25001~30000	303	321	364	247	255	343	237	290	182	264	284	198	260	228	360	216	270	260	310	255												
30001~	321																															
20m3(1ヶ月)	2,035	2,302	2,203	2,637	1,878	2,147	2,036	2,469	1,974	2,292	2,312	1,973	2,634	2,289	2,244	2,088	2,687	2,673	2,046	2,116												

※鎌倉、秦野、愛川、綾瀬がR5.4.1で改定予定

※使用料単価は、一ヶ月で税抜きです。

※使用料は、一ヶ月税込みです。